

野田市告示第 40 号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

平成18年3月31日

野田市長 根本 崇

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
清水	沼端	中野台	沼付	1, 113 1, 114 1, 116の1 1, 116の2 1, 118の1~1, 118の7 1, 119の1~1, 119の7 1, 120の1~1, 120の4 1, 121 1, 121の2 1, 122の1~1, 122の5 1, 122の7~1, 122の9 1, 122の11~1, 122の15 1, 122の18~1, 122の21 1, 122の23~1, 122の34 1, 122の36~1, 122の40 1, 122の43~1, 122の45 1, 122の49~1, 122の62 1, 123の1~1, 123の8
堤台	松山	中野台	沼付	1, 098の1~1, 098の6

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の表示は、平成17年1月28日現在の土地登記簿謄本によるものである。